

■災害時の活動

1. 当協会の災害支援活動及び感謝状の受章

当協会では、大地震等の災害発生時に県等からの要請に応じて「被災宅地の相談窓口相談員」及び「被災宅地危険度判定士」の派遣などの支援活動を行っています。過去の大災害発生時における当協会の主な活動内容は、下表のとおりです。こうした当協会の活動に対し、国土交通大臣等から感謝状を受章しています。



国土交通大臣からの感謝状

発生災害	当協会の活動内容	感謝状の受章
阪神・淡路大震災 (H7年1月)	兵庫県の要請により「専門住宅相談業務」及び「災害緊急傾斜地対策業務」を実施。 神戸市の要請により「被災宅地復旧臨時相談コーナーに関する専門相談員業務」を実施。	建設大臣（H8年7月） 建設省住宅局長（H7年10月）
新潟県中越地震 (H16年10月)	新潟県の要請により「相談窓口相談員」を派遣。 延べ23日間、110名が257件の相談に対応した。	新潟県知事（H16年12月） ※北陸支部長宛て
新潟県中越沖地震 (H19年7月)	新潟県の要請により「被災宅地危険度判定士」を5名派遣。「相談窓口相談員」を派遣。 延べ27日間、94名が290件の相談に対応。	柏崎市長（H20年7月） 新潟県知事（H19年11月） ※北陸支部宛
岩手・宮城内陸地震 (H20年6月)	宮城県の要請により「被災宅地危険度判定士」を9名派遣。	
東日本大震災 (H23年3月)	宮城県の要請により「被災宅地危険度判定士」を延べ16名派遣。 71箇所の危険度判定を行った。	国土交通大臣（H24年7月） 国交省住宅局長（H23年10月）



相談窓口及び被災宅地危険度判定活動の様子



2. 被害状況調査と被害復旧

災害発生による宅地被害状況を把握するため調査隊を派遣し、被害概要を取りまとめるほか、被害復旧の技術マニュアルの取りまとめなども行っています。

「阪神・淡路大震災におけるプレキャストL型擁壁被害調査報告書」(H 8年3月)

「(鳥取県西部地震による)鳥取宅地擁壁被害調査業務報告書」(平成13年3月)

「被災宅地災害復旧技術マニュアル」—新潟県中越地震対応—(平成16年12月)

3. 災害時の応援業務に関する協定の締結

地震災害などの緊急時に迅速な対応ができるよう、当協会北陸支部と新潟県との間で危険度判定士や相談員の派遣に関して「災害時における応援業務に関する協定」を締結しています。